



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年9月21日金曜日 第3012号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則……………（労政雇用課）… 699

告 示

- 落札者等の告示……………（税務課）… 702
- 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 702
- 解除予定保安林にする旨の通知等……………（森林整備課）… 703
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（2件）……………（ " ）… 703
- 保安林の指定施業要件の変更……………（ " ）… 704
- 港湾協力団体の指定……………（港湾海岸課）… 705
- 道路の区域変更（県道川之江大豊線）……………（東予地方局四国中央土木事務所）… 705

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（労政雇用課）… 705

監 査 公 表

- 監査結果に基づく措置の公表……………（監査事務局）… 706

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 721
- 政治団体の設立の届出……………（ " ）… 721
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ " ）… 721
- 政治団体の解散の届出……………（ " ）… 722
- 資金管理団体指定の届出……………（ " ）… 722
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………（ " ）… 722
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表（2件）……………（ " ）… 722

公営企業公告

- 乳房用X線撮影装置の購入……………（公営企業管理局総務課）… 723

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第42号

愛媛県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職場適応訓練委託規則等の一部を改正する規則

（愛媛県職場適応訓練委託規則の一部改正）

第1条 愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委託契約の変更及び解除）</p> <p>第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を職場適応訓練委託契約変更・解除通知書により受託事業主に通告して変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>（委託契約の変更及び解除）</p> <p>第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を職場適応訓練委託契約変更・解除通知書により受託事業主に通告して変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

- (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第22条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき又は同法第26条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。
- (4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき、又は公共職業安定所長が当該職場適応訓練の受講指示を取り消し、若しくは変更したとき。
- (5) 省略

様式第1号（第4条関係） 職場適応訓練申込書

省略

省略	
指示に関する事項	省略
	中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業生、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、 <u>父子家庭の父</u> 、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等
省略	

省略

注 省略

- (3) 当該職場適応訓練生が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき又は同法第24条第3項の規定に基づき公共職業安定所長が指示を変更したとき。
- (4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条又は雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項若しくは第4条第1項の規定に基づく求職手帳の発給を受けた者である場合は、当該手帳が失効したとき、又は公共職業安定所長が当該職場適応訓練の受講指示を取り消し、若しくは変更したとき。
- (5) 省略

様式第1号（第4条関係） 職場適応訓練申込書

省略

省略	
指示に関する事項	省略
	中高年齢失業者等、広域就職適格者、激甚災害地域離職者、激甚災害による内定取消し未就職卒業生、へき地又は離島の居住者、45歳以上の求職者等、知的障害者、母子家庭の母等、 <u>_____</u> 、中国残留邦人等永住帰国者、離農転職者、漁業離職者、一般旅客定期航路事業等離職者、特定漁業離職者、精神障害者、港湾運送事業離職者、北朝鮮帰国被害者等
省略	

省略

注 省略

（愛媛県訓練手当支給規則の一部改正）

第2条 愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（支給対象者）</p> <p>第3条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。）第4条第1項の認定を受けた者（以下「公共職業能力開発施設等」という。）の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p>

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第22条の中高齢失業者等求職手帳の発給を受けている者
- (2)・(3) 省略
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）
- (5) 省略
- (6) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イに該当する者
- (7)・(8) 省略
- (9) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項第8号に規定する者
- (10)～(12) 省略
- (13) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第2条第1項第2号に定める者
- (14)・(15) 省略
- (16) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条第2項第12号に規定する者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであつて、公共職業能力開発施設が職業の転換を必要とする求職者に対して行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。）を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

3 省略

様式第1号（第9条、様式第2号関係） 訓練手当受給資格認定申請書

様式第1号（その1）

省略		
③※ 職業訓練を行う施設の長の	省略	
	(4) 訓練受講指示の根	<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u> （昭和41年労働省令第23号） <u>第 2 条</u> 附則第2条第1項
	省略	

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第20条の中高齢失業者等求職手帳の発給を受けている者
- (2)・(3) 省略
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたものうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）
- (5) 省略
- (6) 雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第1条の4第1項第7号イに該当する者
- (7)・(8) 省略
- (9) 雇用対策法施行規則第2条第2項第8号に規定する者
- (10)～(12) 省略
- (13) 雇用対策法施行規則附則第2条第1項第2号に定める者
- (14)・(15) 省略
- (16) 雇用対策法施行規則第2条第2項第12号に規定する者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で雇用対策法施行規則第1条の4第1項第7号イ(2)及び(4)に該当するものであつて、公共職業能力開発施設が職業の転換を必要とする求職者に対して行う職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する普通職業訓練をいう。）を受け、又は公共職業安定所長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して支給する。

3 省略

様式第1号（第9条、様式第2号関係） 訓練手当受給資格認定申請書

様式第1号（その1）

省略		
③※ 職業訓練を行う施設の長の	省略	
	(4) 訓練受講指示の根	<u>雇用対策法施行規則</u> （昭和41年労働省令第23号）第2条 附則第2条第1項
	省略	

確認欄	拠	省略		
	省略			
省略				
(注意) 省略				
様式第1号(その2) 省略				

確認欄	拠	省略		
	省略			
省略				
(注意) 省略				
様式第1号(その2) 省略				

(愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県職業訓練生の災害見舞金の支給等に関する規則(昭和42年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給要件)</p> <p>第9条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給する。</p> <p>(1) 次に掲げる給付(以下「訓練手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第2号の給付金</p> <p>イ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第9条 傷病見舞金は、訓練生であつて、次の各号のいずれかに該当する者が職業訓練上又は通所途上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため職業訓練を受けることができない日について支給する。</p> <p>(1) 次に掲げる給付(以下「訓練手当等」という。)のいずれかの支給を受ける者</p> <p>ア <u>雇用対策法</u> _____ (昭和41年法律第132号)第18条第2号の給付金</p> <p>イ <u>雇用対策法施行規則</u> _____ (昭和41年労働省令第23号)附則第2条第1項第2号に規定する者に対する給付金</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号(その1)の規定による訓練手当受給資格認定申請書は、同条の規定による改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号(その1)の規定による訓練手当受給資格認定申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第905号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
県税オンラインシステム地方税共通納税システム対応改修業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年9月10日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	39,059,280円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第906号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年9月21日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
DCMダイキ近見店	今治市新田町5丁目201-1番地外4筆	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,852平方メートル	3,752平方メートル	平成31年5月7日	平成30年9月6日
		駐輪場の位置及び取容台数	30台	60台		
		荷さばき施設の位置及び面積	36.0平方メートル	80.0平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	21.5立方メートル	26.9立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後7時30分	午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後8時まで	午前8時30分から午後10時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	5箇所	4箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第907号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第908号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第

30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町二名乙305、乙306、黒藤川3980の1から7まで、4028の1から3まで、西谷字本谷11930から11932まで、12328の2、字名荷437、469、502から505まで、507から509まで、1080、柳井川字本村1472の1、1473の1、1477の1、1480、1484、1493、1494、1496、1497の1、1497の2、1498から1500まで、1504、1506から1509まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町露峰乙1379・乙1380の1・乙1381の1・乙1382の1・乙1382の2・乙1383の1・乙1383の3（以上7筆

について次の図に示す部分に限る。)、乙1380の2、乙1381の2、乙1384の1、乙1384の2

(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
露峰乙1379・乙1380の1・乙1381の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙1380の2、乙1381の2
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第909号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡松野町大字奥野川1408の1・1434（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1407の2、1407の3、1407の6、1407の7、1435、1437、大字豊岡1753から1758まで、1759の1、1759の2、1760から1765まで、1766の1、1766の2、1767から1778まで、大字蔵生3501
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡松野町大字奥野川1436、1438、1439の1、1440の2、1529、1532、1533、1553、1720から1722まで、1727、1728の5、1728の7、1728の19、1728の20、1733の1、1733の2、1734、1735、1736の1、2254、蔵生3163の1、3164の1、3165の1、3165の2、3230の2、3231の1、3232の2、3248の3、3249の1、3249の2、3251、3252、3255の1、3255の2（次の図に示す部分に限る。）、3256の1、3257の2、3257の3、3258、3355の1、3356の2、3356の3、3357の1、3357の2、3374の1、3374の2、3375の1、3375の2、3376の1、3376の2、3377、3378、3379の1、3379の2

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡松野町大字吉野3333の1、3334の1、3335から3337まで、3338の1、3339から3341まで、3343から3345まで、3346の1、3346の2、3347の1、3347の2、3352の2、3352の3、3353の2、3354、3355の2、3356の2、3360、3361、3362の2、3363、3365の2、3366から3368まで、大字豊岡5080、5082、5084から5086まで、5089から5095まで、5096の1、5097から5100まで、5101の1、5102から5108まで、5109の1、5110から5128まで、5129の3、5131から5134まで、5135の1から13まで、5136、5137、大字蔵生2840の1から4まで、2867、2869の1、2871、2872の1、2872の3、大字上家地686の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字蔵生2867、大字上家地686の1（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第910号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年9月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市氷見字切川谷南西側丁40の1、字切川東側丁6の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第911号

港湾法（昭和25年法律第218号）第41条の2第1項の規定により、次のとおり港湾協力団体を指定した。

平成30年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
株式会社うわじま産業振興公社	宇和島市三間町務田180番地1	宇和島市三間町務田180番地1	平成30年 9月13日

○愛媛県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新宮742番地先から 同町新瀬川22番地先まで	旧	メートル 12.3~25.2	キロメートル 0.157	
			新	12.3~36.6	0.157	

訓 令

○愛媛県訓令第23号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項							別表第7（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事項	決裁区分				組 織 名	事務の種類	事項	決裁区分				
			知 事	専 決 者						知 事	専 決 者			
				部 長	局 長	課 長						主 幹	部 長	局 長
労 政 雇 用 課	1～10 省略 <u>11 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の施行に関する事務</u>	1・2 省略					労 政 雇 用 課	1～10 省略 <u>11 雇用対策法</u> _____ _____ _____ _____ <u>の施行に関する事務</u>	1・2 省略					
	12・13 省略							12・13 省略						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年9月21日

愛媛県監査委員 大 西 渡
同 梶 谷 大 治
同 本 田 和 良
同 永 井 一 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日		
保 健 福 祉 課	平成29年8月4日		
(監査の結果)			
収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
16年度及び17年度	530者	46,457,910	平成28年度決算による
(措置の内容)			
未収入金の収入確保については、市町に対し、借受人や連帯保証人へ連絡等を行い、生活状態等の確認や償還督促を実施し、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請してきたところ。			
その結果、平成28年度末の未収入金46,457,910円のうち、平成29年度中に235,590円を回収し、4名が完済となった。また、時効援用の申立があった17名について、1,138,080円を不納欠損とし、借受人の行方不明などで回収不能と判断した1名について、58,450円を債権放棄した結果、平成29年度末には、前年度より債務者数で22者減の508者、収入未済額で1,432,120円減の45,025,790円となっている。			
今後とも借受人等の生活状況に応じた適切な償還指導により、債権の整理に努めたい。			

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
医 療 対 策 課	平成29年8月4日			
(監査の結果)				
1 看護職員修学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済金を適切に債権管理されたい。				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
27年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	0	0	
2 収入未済の延滞金（看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。				
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考	
26年度・27年度	2者	61,000	平成28年度決算による	

(措置の内容)

1 債務者に経済的余裕がないため、下記のとおり未収金が生じているものであり、文書及び電話等による償還指導に努めている。

年 度	債務者A	債務者B	計
22年度	384,000		384,000
23年度	384,000		384,000
24年度	384,000		384,000
25年度		216,000	216,000
26年度		432,000	432,000
計	1,152,000	648,000	1,800,000

【債権者への対応状況】

○債務者A

平成23年度から電話や文書、面談による納付指導を実施したところ、平成25年12月に免除申請したい旨の申し出があり関係書類を送付。その後、関係書類の提出が無いため電話及び文書で指導。平成29年度においても電話及び文書で指導したが、その時は提出するとの回答があるものの未だ提出がない状況である。

○債務者B

電話、文書による督促を実施していたところ、平成26年5月に、本人から給与収入の減により返還が難しい旨連絡があった。その後、電話及び文書で督促を継続しているが電話連絡に応じない状況である。

債務者A及びBについては、今後も本人及び保証人に対して電話及び文書による督促を行うほか、本人及び保証人の状況を確認し、早期の納付を働きかけたい。

2 看護職員修学資金貸付金償還金に伴う延滞金下記のとおり生じているものであり、債務者に対して文書及び電話により償還指導に努めている。

年 度	債務者A	債務者B	計
26年度	2,188	19,145	21,333
27年度		39,667	39,667
計	2,188	58,812	61,000

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
子 育 て 支 援 課	平成29年8月17日			
(監査の結果)				
1 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	195,400	1,227,790	1,423,190	金額は各年度の決算による
27年度	0	1,227,790	1,227,790	
差引増減	195,400	0	195,400	
2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。				

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	9,723,476	247,964,901	257,688,377	金額は各年度の決算による
27年度	11,664,270	241,006,533	252,670,803	
差引増減	△ 1,940,794	6,958,368	5,017,574	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	210,044	20,425,201	20,635,245	金額は各年度の決算による
27年度	507,794	20,884,565	21,392,359	
差引増減	△ 297,750	△ 459,364	△ 757,114	

(措置の内容)

- 児童扶養手当返還金については、督促など納入指導に努めているものの、平成30年5月末時点で収入未済額は1,238,030円となっている。納入指導については、制度の趣旨や返還金の発生理由について説明を行うとともに、個々の債務者の実態に応じて督促等を継続している。また、当該返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅延により発生していることから、町に対して受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係簿等の確認について周知徹底を図り、今後も返還金の発生の未然防止に努めたい。
- 母子父子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子・父子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。滞納となったものについては、資金の貸付けの段階から本人への相談・指導にあたったいる県下の母子・父子自立支援員全員の協力を得ながら、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び本人又は保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。また、納期限後、3カ月以上滞納しており、3カ月間一度も償還のない本庁所管分の445件(未納額174,037,757円)について、一斉に催告書を出し、収入未済額の減少に努めた。これらの結果、前年度からの滞納繰越分278,323,622円のうち、11,491,023円が平成29年度内に納入されたが、平成29年度償還分8,199,496円が未収となったことから、平成29年度末の収入未済額は275,032,095円となっており、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

障 が い 福 祉 課

平成29年8月17日

(監査の結果)

- 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度及び20年度	1 者	227,000	平成28年度決算による

- 収入未済の障害者自立支援基盤整備事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1 者	16,662,591	平成28年度決算による

(措置の内容)

- 年金受給権者死亡届提出の遅延により発生した心身障害者扶養共済制度年金の過払分について、県がその事実を知った平成20年6月から年金受給権者の遺族に対し過払分の返還を求めているところである。納入義務者から平成21年4月に県に対して履行期限延期申請書の提出があったため、分割納付を認め、平成30年5月末時点で348,000円を回収し、残る収入未済額は92,000円となっているところである。平成28年度から引き続き、29年度は期限を遅滞することなく返済が進んでいることから、引き続き生活状況の把握に努め、適切に納入指導を行うことといたしたい。
- 補助対象事業者であるC社について、平成26年2月に破産手続が開始され、同年5月から6月にかけて財産の売却が決定されたことから、補助金の交付決定を取消し、補助金の返還を請求するとともに、破産管財人に対して交付要求を行ったが、県への配当は無く、平成27年3月17日に破産手続廃止が確定し、同月19日には法人登記簿も閉鎖された。このため、弁済の責に任ずべき者が存在せず回収不能であることから、平成30年2月議会に権利の放棄に係る議案を提出し、議決されたことから不納欠損処分を行った。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

産 業 政 策 課

平成29年7月31日

(監査の結果)

新エネルギー等関連設備導入促進支援事業費補助金について、実績報告額の誤りにより、補助金が112,500円過大に交付されていた。補助金の交付にあたっては、実績報告の内容が適正であるかどうか十分審査されたい。

(措置の内容)

過大交付となっていた補助金112,500円について、平成29年度歳入予算に返還させるとともに、再発防止策の一環として、平成30年3月に補助金交付要綱を改正し、実績報告書の様式を改善したところである。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

企 業 立 地 課

平成29年7月31日

(監査の結果)

収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
19年度	1 者	34,796,000	平成28年度決算による

(措置の内容)

債務者のD社は、豚肉の差額関税脱税事件を起こし、国税当局の差押えを受け、休眠状態となったため未収となっているものであるが、未だ返納されていない。今後も社長への定期的な訪問や税関との協議を続けるなど、鋭意、返還金の回収に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
労 政 雇 用 課		平成29年7月31日	
(監査の結果)			
収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
16年度・17年度	1 者	17,400	平成28年度決算による
(措置の内容)			
電話連絡等を行い、未償還金の回収に努めた結果、収入未済額17,400円のうち8,700円が納入された。			
今後とも、催告を継続し早期完納に向け努力してまいりたい。			

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		
林 業 政 策 課		平成29年7月27日		
(監査の結果)				
1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。				
区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	8,000,000	60,767,890	68,767,890	金額は各年度の決算による
27年度	8,000,000	55,077,947	63,077,947	
差引増減	0	5,689,943	5,689,943	
2 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。				
調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考	
19年度～21年度	3 者	1,055,355	平成28年度決算による	
(措置の内容)				
1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により平成28年度末で5件68,767,890円（件数は実債務者数）の未収金が生じていた。平成29年度も債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、年度内に2,215,000円が償還された。平成30年度は、5月末までに370,000円の償還があり、平成30年5月末現在の未収金総額は、5件 66,182,890円となっている。				
今後とも、地方局等を通じて債務者の状況を把握するなど、適正な債権管理を行い、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切な償還指導により、未収金の早期収入に努めたい。				
2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、平成29年度末で3件1,055,355円（件数は実債務者数）の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。				
今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。				

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
森 林 整 備 課		平成29年7月27日	
(監査の結果)			
県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成28年度末の歳入不足額は 23億3,151万円と、前年度より3,539万円減少したものの、平成28年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時（平成11年度）の5割程度まで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。			
(措置の内容)			
県有林経営事業特別会計は、平成27年3月に見直した「県営林経営改善計画」に沿った事業運営を行い、次の新たな改善策を順次推進するなど円滑な経営改善に努めている。			
①森林を採算林、不採算林に区分し管理。			
②分収林の不採算林は無償解約、採算林は契約を延長。			
③県有林の採算林は、70年サイクルの森林を目指す。			
④平成28年度から人員を削減。（4名→3名）			
⑤県有林経営事業基金は処分し、償還金に補填。			
⑥林業躍進プロジェクト等の施策を積極的に推進。			
⑦平成28年度から償還金に対しても一般会計から繰入。			
こうした取り組みの結果、平成29年度の単年度収支（繰上充用額を除く。）は3,635万円の黒字となり、29年度末の歳入不足額は前年度に比べ減少し22億9,516万円となったが、依然として歳入不足が生じていることから、今後も経営改善計画を着実に実行し、財政健全化が早期に図られるよう鋭意努力して参りたい。			

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日		
漁 政 課		平成29年8月8日		
(監査の結果)				
1 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。				
区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	470,000	1,997,000	2,467,000	金額は各年度の決算による
27年度	0	2,113,000	2,113,000	
差引増減	470,000	△ 116,000	354,000	
2 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金（貸付金償還金に伴うもの。）について、適切に債権管理されたい。				
調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考	
22年度	1 者	969,517	平成28年度決算による	
(措置の内容)				
1 沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営を強いられる中、平成28年度末で3名分2,467,000円の滞納繰越が生じている。これに対して、定期的に本人と面談して、分割による償還を指導してきた結果、平成29年度は、11月に1名から10,000円、別の1名からは計96,000円を収入した。				
今後とも、適正な償還指導を通じて未収金の早期収入に努め、債権全体の回収に繋げて参りたい。				

なお、平成28年度に延滞となった1名については、平成29年度に違約金も含め完済となった。

2 違約金969,517円は6か月を超える長期延滞となっており、定期的に本人と面談し、違約金の早期納入を指導している。当面は、償還金(元本)の完済を優先させ、早期に違約金の支払いが可能となるよう適正な納入指導を継続することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
水 産 課	平成29年8月8日
(監査の結果)	
職員の通勤手当について、高速道路利用分の算定において交代制勤務に従事する職員に該当しないにもかかわらず、E T C通勤割引率を乗じていなかったため、172,937円(平成27年5月から平成29年3月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容)	
人事課給与係からの正式回答を受け、直ちに当該職員の通勤手当(高速道路利用に係る部分)の認定を改め、当初認定による既払い分との差額の返納手続きを行った。今後は、職員に対し諸手当の制度、内容について周知し認定内容の確認を徹底して再発防止に努めるとともに、疑義が生じた場合、速やかに人事課給与係に対し書面による協議を行うこととした。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
道 路 建 設 課	平成29年7月22日
(監査の結果)	
高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、届け出と違う経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、122,768円(平成28年8月から平成29年3月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容)	
所属における通勤手当の実績確認を徹底するとともに、職員への周知を図るなど再発防止に努めている。(平成29年10月返納済)	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
建 築 住 宅 課	平成29年7月26日			
(監査の結果)				
住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。				
区 分	収入未済額(円)	備 考		
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	28,258,452	28,258,452	金額は各年度の決算による
27年度	788,750	28,092,708	28,881,458	
差引増減	△ 788,750	165,744	△ 623,006	
(措置の内容)				
平成28年度末時点における住宅貸付損害金(103名28,258,452円)の退去滞納者に対しては、催告通知等回収に努めたところ、平成29年度中				

に1名から237,600円の入金があり、28,020,852円となった。

また、時効10年を経過し、かつ、所在不明等により回収困難な債権3件1,756,252円について、議会の議決を経た上で、権利を放棄し、不納欠損処分を行ったため、最終的な過年度分未収金については99名26,264,600円となった。

なお、新たに提訴した明渡訴訟により退去した者への住宅貸付損害金2名1,204,032円が発生、催告通知等回収に努めたが、結果的に入金等を得ることが出来ず、平成29年度末現在で住宅貸付損害金は、101名27,468,632円となった。引き続き地方局と連携しながら収入確保に努めるとともに、より一層の収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	金額は各年度の決算による
28年度	0	28,258,452	28,258,452	
差引増減	1,204,032	△ 1,993,852	△ 789,820	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日			
教 育 総 務 課	平成29年8月17日			
(監査の結果)				
奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。				
区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	61,477,000	178,630,100	240,107,100	金額は各年度の決算による
27年度	57,621,000	149,247,000	206,868,000	
差引増減	3,856,000	29,383,100	33,239,100	

(措置の内容)

奨学資金貸付金償還金については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、新たに返還を開始する者全員に対し、納入通知書発行に先立ち、文書により納入期限の厳守を指導している。

また、平成16年度に配置した、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」(非常勤嘱託。3名。)と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話での返還指導を強化しているほか、平成26年度以降は、資力がありながら返還に応じない滞納者に対して法的措置(裁判所を通じた支払督促や給与等の差押え)を実施するなど、滞納繰越額の縮減に努めている。その結果、平成28年度末現在の未収額240,107,000円については、平成29年度に25,180,000円を収納し、滞納繰越額は214,927,100円となった。他方、旧育英会移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、平成29年度新たに910件、63,035,000円の未収金が発生したため、平成29年度末現在の滞納額は、過年度分と合わせて277,962,100円となった。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
人 権 教 育 課	平成29年8月18日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	43,065,880	543,490,916	586,556,796	金額は各年度の決算による
27年度	44,581,603	515,604,901	560,186,504	
差引増減	△ 1,515,723	27,886,015	26,370,292	

(措置の内容)

平成29年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、73,248,124円の調定額に対し、収納額40,819,118円となっており、収納率は55.7%であった。

滞納繰越分については、償還金の未納者に対して、督促状の発行や各種通知文に未納額を掲載して納入を促すとともに、県担当者が奨学生であった者やその保護者と面談するなどして返還指導を実施した結果、平成29年度中に18,282,672円を収納し、平成30年3月末現在では568,159,022円となったが、新たに平成29年度の未収金32,429,006円が発生したことから、平成29年度末の収入未済額は600,588,028円となっている。

平成23年度からはすべての未納対象者に対し「未納状況通知書」を送付することで、さらに返還を促すとともに、平成25年度からは奨学生指導員を1名配置し、市町担当者と連携を密に図り、返還に係る相談者にも丁寧に対応している。また面接指導の回数を増やすなど係全員体制でより効果的な運用を図っている。

今後は、さらにきめ細やかな返還指導を徹底し、債務者の返還意識を高揚させることで、納期限内収入の確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

入金金は164,765,042円となった。

今後とも、納税秩序を維持し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努められたい。

2 1. 事故費用について

本件事故は、平成28年7月7日、公務執行中の公道上で信号待ち車両に対する追突であり、過失割合は県側の100%、相手方0%と算定し、示談とした。

県は、相手方への補償として、1,035,797円(人身660,076円、物損375,721円)を県加入保険で支払った。

また、県の当該車両は車両保険に加入していないため、損害額144,385円は県費で支出した。

なお、該当職員に故意又は重大な過失は認められないため、本人に求償は行っていない。

2. 今後の事故防止について

(1) 服務規律の徹底について

当事者に対しては、今まで以上に交通法規、交通道德の遵守を心掛け、安全と事故防止に十分留意して運転するよう指導を行った。

所属職員には、朝礼や月例の係長会などにおいて、日頃から事故防止の徹底を指導しているほか、折々の機会に免許の有効期限の確認、事故発生時の報告カードの配布、加害者となった場合の事例の周知などを行い、交通安全に対して常に緊張感のある意識を持つよう努めている。

(2) 公用車へのドライブレコーダー装備について

職員の安全意識向上を支援するため、本件事故発生の年度内に、運転の状況を可視化するドライブレコーダーを所管する公用車4台すべてに装備した。

3. 改善の成果

本件事故以降、公務上の事故は発生していないが、引き続き、様々な交通安全対策を図っていく。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 総 務 企 画 部

平成29年7月3日

(監査の結果)

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	169,614,236	424,459,763	594,073,999	金額は各年度の決算による
27年度	181,251,114	544,072,380	725,323,494	
差引増減	△ 11,636,878	△ 119,612,617	△ 131,249,495	

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 滞納となったものについては、愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定して計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、差押の早期着手と換価処分の促進などを実施し、滞納整理に努力した結果、平成29年度に繰り越した未収入金594,073,999円が平成30年5月31日現在で341,240,391円に減少した。

平成29年度現年課税分については、「自動車税納期内納付キャンペーン」や、コンビニ収納の利用推進などにより納期内自主納税の促進に努めるとともに、滞納者に対しては、早期に財産調査を進め、預金、保険、給与などの差押えを実施するほか、タイヤロックや捜索など積極的に滞納処分を実施することにより、平成30年5月31日時点の未収

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部

平成29年7月3日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	0	294,505	294,505	金額は各年度の決算による
27年度	0	299,505	299,505	
差引増減	0	△ 5,000	△ 5,000	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	10,925,504	34,826,418	45,751,922	金額は各年度の決算による
27年度	8,961,405	32,177,791	41,139,196	
差引増減	1,964,099	2,648,627	4,612,726	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	219,183	1,550,343	1,769,526	金額は各年度の決算による
27年度	302,414	1,494,589	1,797,003	
差引増減	△ 83,231	55,754	△ 27,477	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金については、生活保護費返還金納付計画に基づく適期収入が図られるよう、滞納者に対し督促状・催告書の送付や臨戸訪問による納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分294,505円のうち、15,000円が納入された。

しかしながら、滞納者は生活保護受給者や低額の年金受給者であるため、計画どおりの返還が困難となったため、平成29年度の収入未済額は279,505円となったことから、今後も粘り強く返還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金償還金については、貸付申請時に母子・父子自立支援員が制度を十分説明し適正な償還計画を作成するよう指導するとともに、償還開始直前には借受者に償還が始まることを連絡するなど、適期収入に努めた。

また、償還が滞った者には、督促状の送付、滞納状況に関する通知及び借主（連帯借主）への電話、臨戸訪問による償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しても借主に対する返済の働き掛けや連帯保証人自身からの償還を依頼するなど、納入指導に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越分47,521,448円のうち、7,819,073円が納入された。

しかしながら、償還者の就職難や疾病などによる経済状況の悪化により償還が困難となる者が多く、平成29年度償還分9,901,013円が未収となり、平成29年度の収入未済額は49,603,388円となったことから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導を粘り強く行い、納期限内の収入確保と滞納繰越額の縮減に努めて参りたい。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 今 治 土 木 事 務 所	平成29年7月20日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	720,900	2,711,600	3,432,500	金額は各年度の決算による
27年度	533,700	3,252,200	3,785,900	
差引増減	187,200	△ 540,600	△ 353,400	

2 収入未済の道路占用料について、収入未済額の縮減に、努められたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1 者	180,000	平成28年度決算による

(措置の内容)

1 平成28年度末時点で3,432,500円（41名）の収入未済額があったが、29年度においても納入促進を図るため、滞納者に対して定期的に戸別訪問等による納入督促を行った。

また、長期滞納者については、督促状の発送、訪問、電話、呼出し等での催告、連帯保証人への協力依頼などにより強力に納入指導を実施するとともに、悪質な長期滞納者に対しては、住宅の明渡しを請求し訴訟を提起することとした。

この結果平成29年度は、滞納繰越金の約22.9%、786,000円（28名）の納入があり、併せて637,800円（2名）の不納欠損処理を行った。また、平成29年度現年度分の収入未済額が711,400円となったことから、平成29年度末現在の収入未済額は、前年度に比べ712,400円減の2,720,100円となった。

今後とも、引き続き納入督促を行い、滞納整理に努めて参りたい。

2 上記会社は、消火栓標識に添加する看板広告による広告収入を得ている業者で、営業範囲は主に今治市内、平成28年度は今治土木事務所管内で81箇所の道路占用を行っており、計249,480円の道路占用料が発生した。

同社は従来から恒常的に資金繰りが厳しく、道路占用料を分割で支払っており、69,480円の年度内納付ができたものの、結果的に180,000円が滞納繰越となったものである。

平成28年度分は、事務所訪問等を積み重ねた結果、全額納付され現時点（平成30年6月22日）における滞納額は0円となった。

なお、平成29年度分は、全額納付されている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成29年7月3日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	346,400	6,242,900	6,589,300	金額は各年度の決算による
27年度	996,700	6,172,100	7,168,800	
差引増減	△ 650,300	70,800	△ 579,500	

(措置の内容)

県営住宅貸付料は、平成28年度末時点で6,589,300円の収入未済であったが、滞納者や保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問等を行い納入指導に努めた結果、繰越金の6.0%、397,700円の滞納家賃の納付があった。

なお、平成29年度において465,000円が新たに未収となったことから、平成29年度末現在の収入未済額は6,656,600円となっている。

なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡し請求の訴訟も提起することとしている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成29年7月6日

(監査の結果)

収入未済の違約金（電気調達契約に係るもの）について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1 者	1,038,231	平成28年度決算による

(措置の内容)

平成28年度違約金の納入義務者である E 組合は、平成28年 3 月 9 日に契約解除通知が送付され、平成28年 3 月31日に契約を解除した。

その後、平成28年 4 月15日 管轄の裁判所において破産手続が開始され、平成28年 6 月27日破産管財人に対し、当該収入未済を（公営企業局分と合わせて愛媛県の）破産債権として届出書を発出した。

平成30年 5 月10日付けで破産管財人から配当額の確定通知があり、当局の違約金に係る配当金は、247,337円であり、平成30年 6 月21日に公営企業管理局に振込がなされた。

当局へは平成30年 7 月 3 日に配当金の振込があったところである。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成29年 7 月 6 日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	319,685,838	623,074,294	942,760,132	金額は各年度の決算による
27年度	283,462,568	748,891,733	1,032,354,301	
差引増減	36,223,270	△ 125,817,439	△ 89,594,169	

(措置の内容)

愛媛県徴収確保対策本部において滞納整理方針及び数値目標を策定し、計画的な滞納整理を進めている。

滞納に対しては、早期の財産調査と速やかな滞納処分を行うこととし、色付き封筒（赤）による一斉文書催告、預貯金・生命保険や給与等の債権差押のほか、タイヤロックを活用した自動車差押、捜索、インターネット公売等による換価処分など厳正な滞納処分を実施している。生活困窮者や差押えるべき財産がない者については、早期に換価猶予や執行停止の適用を見極めることとしている。

平成24年度からは、愛媛県特別滞納整理班を設置して、各地方局・支局がそれぞれ担当していた滞納案件のうち、容易に財産を発見できない徴収困難案件と煩雑な事務を伴う公売案件を集約し、効果的かつ効率的な滞納整理に取り組んでいる。

また、滞納額・件数が多い自動車税については、自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発等）の実施や、納税者の利便を図るためのコンビニ収納の導入により納期内自主納税を推進している。

個人県民税についても、平成27年度から特別徴収が完全実施（松山市を除く）されたことから、管内市町との連携強化を目的に連絡会を開催するなど滞納縮減に向けた取り組みを進めており、平成28年 9 月 1 日付けで県（中予地方局）と松前町との間で、また、平成29年 9 月 1 日付けで砥部町及び久万高原町との間で、税務職員の相互併任を実施し、協体制度を強化のうえ県による特例徴収の実施等の滞納整理を推進している。今後、未実施の市とも相互併任等の実施について、協議を継続していく予定である。

引き続き、税負担の公平性と県税収入の確保を図るため、納期内納付の促進と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成29年 7 月 6 日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	1,883,525	10,394,765	12,278,290	金額は各年度の決算による
27年度	1,573,817	8,959,948	10,533,765	
差引増減	309,708	1,434,817	1,744,525	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	2,120,547	8,725,084	10,845,631	金額は各年度の決算による
27年度	1,907,171	7,924,192	9,831,363	
差引増減	213,376	800,892	1,014,268	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	127,128	1,683,980	1,811,108	金額は各年度の決算による
27年度	116,534	1,578,040	1,694,574	
差引増減	10,594	105,940	116,534	

(措置の内容)

1 生活保護費戻入金の過年度収入未済額については家庭訪問や電話、文書等で納入指導を行った結果、前年度からの滞納繰越額12,278,290円に対し、217,200円の納入があったが、平成29年度償還分2,104,220円が未納となったことから、平成29年度末現在の収入未済額は14,165,310円となっている。

滞納者は、生活保護を受給中又は受給していた者で、厳しい生活状況にはあるが、今後も、家庭訪問や電話、文書等により返還指導を行い、収入の確保と収入未済額の縮減に努めたい。

2 本特別会計における貸付金償還金については、貸付申請時に借主（連帯借主）に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知し、口座振替を勧めるなど納期限内の収入確保に努めた。

また、償還が滞った場合には、借主（連帯借主）に対し督促状・催告書の送付や滞納状況の通知、電話や訪問による督促を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや、連帯保証人自身からの償還など、可能な限りでの支援を要請し、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの繰越滞納額12,656,739円に対し、2,160,674円の納入を得ることができた。

しかしながら、未償還者のうちには、疾病や不安定な雇用状況等から生活に困窮し償還が困難となる者が多く、平成29年度現年度分2,002,750円が未収となったことから、平成29年度末の収入未済額は、12,

498,815円となっている。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の整理・縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 建 設 部	平成29年7月6日

(監査の結果)

1 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	6,799,553	20,220,030	27,019,583	金額は各年度の決算による
27年度	5,926,493	21,186,630	27,113,123	
差引増減	873,060	△ 966,600	△ 93,540	

2 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
21年度及び28年度	2者	43,123	平成28年度決算による

(措置の内容)

1 平成28年度末における県営住宅貸付料滞納分（27,019,583円）については、愛媛県営住宅家賃滞納整理要領及び愛媛県営住宅指定管理者業務仕様書に基づき、本人に対する督促状の送付、電話や訪問による督促、呼出しによる納付指導を行うとともに、保証人に対する納付指導依頼を行うほか、債権回収業者への収納業務委託により滞納の解消に努めている。

この結果、平成30年3月末日現在において、5,774,653円の納付及び3,363,600円の不納欠損処分により滞納額が17,881,330円に減少した。今後とも住宅貸付料の納期限内収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入確保に努めたい。

2 平成21年度延滞利息の納入義務者であるF社は、契約工期内に代表者の所在が不明となり、所在不明のまま、平成21年9月11日工事請負契約を解除した。その後、代表者の所在が判明し、文書及び電話による催告を継続してきたが、再び代表者の所在が不明となった。住民票所在地の現地確認など調査を行ったが、代表者の所在が判明しないため、平成30年3月19日付で収入未済額（37,299円）について不納欠損処理を行った。

平成28年度延滞利息の納入義務者であるG社は契約工期内に代表者から、経営不振による工事続行不能届の提出があり、平成28年11月7日工事請負契約を解除した。平成28年11月17日に同社の破産手続が管轄の裁判所において開始され、平成30年3月30日付で破産管財人から30円の簡易配当があり、収入未済額は5,794円となった。その後の配当はなく、平成30年4月27日に破産手続きが終結した。

残る収入未済額は、平成28年度分の5,794円となっており、愛媛県債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成29年7月6日

(監査の結果)

収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

(違約金)

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1者	270,100	平成28年度決算による

(利息)

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
26年度	1者	247,885	平成28年度決算による

(措置の内容)

平成26年度違約金及び過払前払金返還利息の納入義務者であるH社は、平成26年6月27日に工事続行不能届の提出があり、同日、工事請負契約を解除した。

その後、平成26年9月11日 管轄の裁判所において破産手続が開始されたため、平成27年1月30日付で、当該収入未済を破産債権として届出書を提出していたところ、平成28年9月22日付けで費用不足により破産手続廃止の決定が確定した。

現在、当時の役員3名についての破産手続状況を確認中であり、その結果によっては債権放棄も視野に入れ、愛媛県債権管理マニュアルに基づく適切な債権管理を行いたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成29年7月19日

(監査の結果)

県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	金額は各年度の決算による
27年度	59,902,342	121,321,348	181,223,690	
差引増減	△ 1,198,272	△ 28,524,896	△ 29,723,168	

(措置の内容)

平成29年度現年度課税分については、前年度に引き続き自動車税納期内納付キャンペーン（街頭啓発）やコンビニ収納・口座振替の推進などによる納期内自主納税の促進に努め、さらに、債権差押・タイヤロック等積極的な滞納処分を実施したことにより、出納閉鎖時の未収金は54,765,141円となり、前年度に比べて3,938,929円減少した。

平成29年度滞納繰越分については、滞納整理方針及び数値目標に基づき計画的な滞納整理に努めるとともに、滞納整理強化期間の設定、債権差押の徹底と換価処分の促進、局独自文書催告など徴収確保に努め、本局管内（平成24年度から）及び支局管内（平成26年度から）において取り組んでいる「県・市町税務職員の相互併任」による個人県民税等の滞納案件に係る徴収確保等により、平成28年度に繰越した未収入金151,500,522円は平成30年5月31日現在68,757,523円となり、82,742,999円減少した。

これらの取組の結果、現年度分、滞納繰越分を合わせた収入未済額は、平成28年度末の151,500,522円から、平成29年度末には123,522,664円となり、27,977,858円、18.47%の減少となっている。

今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、納期内納付の促

進と収入未済額の縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	平成30年 5月31日 現在
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	平成29年 5月31日 現在
差引増減	△ 3,938,929	△ 24,038,929	△ 27,977,858	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南予地方局健康福祉環境部	平成29年7月5日、 平成29年7月19日

(監査の結果)

1 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	598,911	9,554,047	10,152,958	金額は各 年度の決 算による
27年度	757,724	9,667,759	10,425,483	
差引増減	△ 158,813	△ 113,712	△ 272,525	

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	7,132,624	22,944,203	30,076,827	金額は各 年度の決 算による
27年度	5,957,967	20,334,408	26,292,375	
差引増減	1,174,657	2,609,795	3,784,452	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	182,320	2,635,157	2,817,477	金額は各 年度の決 算による
27年度	289,864	2,489,500	2,779,364	
差引増減	△ 107,544	145,657	38,113	

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
28年度	829,760	2,094,516	2,924,276	金額は各 年度の決 算による
27年度	768,074	1,354,374	2,122,448	

差引増減	61,686	740,142	801,828
------	--------	---------	---------

(八幡浜支局)

(措置の内容)

1 平成28年度末において、生活保護費戻入金の収入未済額が10,152,958円であったが、納入指導を行った結果、平成30年3月末までに未納額が385,454円減額となり、最終未納額は9,767,504円となった。

未納者は50名であり、うち28名は保護を廃止、残り22名は保護中である。

保護を廃止した28名及び保護中の22名については、継続して返還指導してまいりたい。

なお、平成29年度の現年度分の生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

29年度生活保護費戻入金収入状況表

平成30年5月31日現在

29年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
6,076,084円	4,528,474円	1,547,610円	74.5%

未納者19名

2 収入未済額の縮減を図るため、資金の貸付申請時に借主(連帯借主)に対し、制度の十分な説明と適正な償還計画指導を行うとともに、貸付決定時に連帯保証人に対しても、制度の説明と償還指導の依頼通知を行うほか、償還開始前には借主に対し、口座振替を勧めるなど、期限内納付の促進に努めた。

なお、償還が滞った場合には、借主(連帯借主)に対し督促状の送付、電話や訪問による継続的な償還指導を行うとともに、連帯保証人に対しては、借主に対する返済の働き掛けや可能な範囲での支援を要請するなど、滞納額の縮減に努めた。

その結果、前年度からの滞納繰越額32,952,256円(徴収決定外誤納調定57,952円含む)は、平成30年3月31日現在で4,485,270円の償還があり、滞納者119名中27名が償還済みとなったほか、50名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、借主の不安定な雇用状況等から、生活困窮者、多重債務者など依然として償還困難者が多く、平成29年度現年度分を加えた出納閉鎖時(平成30年5月31日)の償還未済額は34,981,909円(現年度分6,514,923円、滞納繰越分28,466,986円)となっている。

今年度の取り組みとして、滞納者への催告書の送付をするとともに、日々の母子・父子自立支援員の電話催告等に応じない滞納者に対して、同支援員の協力を得て戸別訪問による償還指導や就労情報提供等を積極的に行っていく。さらに、納付書で納付している償還者に償還金の口座振替を推進し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

また、消滅時効(10年)を過ぎた主債務者(借主、連帯借主)から時効援用の申し立てがあった場合、連帯保証人へ支払の意思等を確認し、連帯保証人からの回収可能性がないことが確認されたものについて、不納欠損処理を行うこととしている。

3 平成28年度末において収入未済額が2,924,276円あり、訪問や電話等による納入指導を行った結果、平成30年3月末までに1名から、60,000円納入され、未納額は2,864,276円となった。

未納者は14名であり、うち7名は保護中である。

引き続き、未納者に対し粘り強く適切な返還指導を行い、期限内の収入確保に努めるとともに滞納繰越額の縮減に努めてまいりたい。

なお、平成29年度の現年度分生活保護費戻入金については、次のとおりとなっている。

29年度生活保護費戻入金収入状況表

平成30年5月31日現在

29年度調定額	収入済額	収入未済額	収入歩合
4,124,106円	3,478,350円	645,756円	84.3%

未納者7名

監査対象機関	監査年月日
南予地方局健康福祉環境部	平成29年7月5日

(監査の結果)

職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両の廃車があった。

(措置の内容)

職員に対し、今後も、交通法規を順守するとともに、より一層、交通事故の防止に努めるよう指導を行った。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局産業経済部	平成29年7月5日

(監査の結果)

収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	191,775	平成28年度決算による

(措置の内容)

平成29年6月28日に債務者が死亡したことから、法定相続権者に対して債務の相続の確認を進めた結果、第一次相続権者4名の相続放棄、第二次相続権者1名の相続放棄及び1名の死亡が確認されており、現在は第三次相続権者2名の状況を家庭裁判所に照会中である。

監査対象機関	監査年月日
南予地方局建設部	平成29年7月19日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	336,800	663,000	999,800	金額は各年度の決算による
27年度	815,900	686,200	1,502,100	
差引増減	△479,100	△23,200	△502,300	

(措置の内容)

平成28年度末時点で999,800円(12名)の収入未済額があったが、滞納者及び連帯保証人に対し、督促状の送付・呼出し・訪問等納付指導に努めた結果、現年度分(平成28年度分)298,000円(9名)の納付があり、収入未済額は701,800円(3名)となっている。

今後とも住宅貸付料の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の回収に努めて参りたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	369,100	701,800	1,070,900	金額は各年度の決算による
28年度	336,800	663,000	999,800	
差引増減	32,300	38,800	71,100	

監査対象機関	監査年月日
南予地方局八幡浜土木事務所	平成29年7月5日

(監査の結果)

住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	259,300	920,700	1,180,000	金額は各年度の決算による
27年度	275,900	924,500	1,200,400	
差引増減	△16,600	△3,800	△20,400	

(措置の内容)

平成28年度から29年度に繰り越された1,180,000円については、29年度中に行った督促及び不納欠損により、442,400円減少し、737,600円となった。

また、平成29年度末に新たに発生した収入未済額167,700円については、出納閉鎖後も粘り強い督促等を続けているところである。

今後とも、粘り強く督促を続け、収入未済額の縮減及び納期限内の収入確保に努めてまいりたい。

(6月1日以降に41,600円の納入があり、平成30年6月11日現在の収入未済額は863,700円となっている。)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	167,700	737,600	905,300	平成30年5月31日現在
28年度	259,300	920,700	1,180,000	
差引増減	△91,600	△183,100	△274,700	

監査対象機関	監査年月日
福祉総合支援センター	平成29年4月20日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	6,870,070	25,639,750	32,509,820	金額は各年度の決算による
27年度	5,899,520	25,422,860	31,322,380	
差引増減	970,550	216,890	1,187,440	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対し、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。

滞納となったものについては、平成15年度に制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、四半期毎に徴収検討会議を開催し、未納状況について情報を共有するとともに、重点的に納付を指導すべき滞納者について検討を行った。

また、個別滞納整理表の作成により滞納者の生活状況等の把握と徴収可能な債務者の選別を行い、臨戸訪問等による重点的な滞納整理に努めた。

今後とも、保護者との連絡を密にし、収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成28年12月31日現在	平成28年度未現在 (平成29年度への繰越額)	平成29年12月31日現在
28年度 現年分	6,002,160	6,870,070	6,677,490
28年度 滞納繰越分	25,870,340	25,639,750	20,250,870
計 ①	31,872,500	32,509,820	26,928,360
29年度 現年分②	-	-	6,175,222
合 計 (①+②)	31,872,500	32,509,820	33,103,582

合 計 (①+②)	11,909,591	11,892,601	12,802,281
-----------	------------	------------	------------

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

南予子ども・女性支援センター

平成29年5月18日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	2,245,030	6,441,920	8,686,950	金額は各年度の決算による
27年度	1,786,250	5,480,330	7,266,580	
差引増減	458,780	961,590	1,420,370	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、12月に催告書を送付するとともに、徴収会議を開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者の選別を実施、訪問または電話による重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成29年度に繰り越した未収金8,686,950円の内、平成30年3月末現在203,140円を収納し、1,010,020円を不納欠損処理した。

今後とも、負担金の納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越分についても、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、その縮減に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)	
	平成29年度への繰越額 (平成28年度未現在)	平成30年5月31日現在
平成28年度分	2,245,030	2,194,830
滞納繰越分	6,441,920	5,278,960
計 ①	8,686,950	7,473,790
平成29年度分②	-	2,821,630
合計 (①+②)	8,686,950	10,295,420

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

東予子ども・女性支援センター

平成29年5月18日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	1,056,630	10,835,971	11,892,601	金額は各年度の決算による
27年度	1,756,660	9,228,181	10,984,841	
差引増減	△ 700,030	1,607,790	907,760	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状の送付をするとともに、徴収会議において未納者の状況を把握し、電話催告、戸別訪問を実施し、収入未済額の縮減に努めている。

今後とも、負担金の適時・適切な収入に留意するとともに、滞納繰越分については、面接やケース訪問時を利用して保護者との連絡を密にし、期限内納入の啓発に努めるとともに、効果的な督促を行い収入の確保に努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成28年12月31日現在	平成29年度への繰越額 (平成28年度未現在)	平成29年12月31日現在
平成28年度分	1,010,920	1,056,630	988,230
滞納繰越分	10,898,671	10,835,971	10,777,671
計 ①	11,909,591	11,892,601	11,765,901
平成29年度分②	-	-	1,036,380

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

子ども療育センター

平成29年5月16日

(監査の結果)

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	938,607	3,419,620	4,358,227	金額は各年度の決算による
27年度	865,633	3,756,383	4,622,016	
差引増減	72,974	△ 336,763	△ 263,789	

(措置の内容)

子ども療育センターの利用料金については、保護者等に対し、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、納期限内の収入確保に努めた。

また滞納となった者については、督促状・催告書の送付や電話催告のほか、来所の機会等に直接面談を行い、早期納入について指導するなど収入未済額の縮減に努めた。

今後とも、利用料金の適期収入について留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額 (円)				
	平成29年度への繰越額 (平成28年度未現在)	平成30年度への繰越	差引増減	備考	
滞納繰越分	～平成27年度分	3,419,620	2,499,356	△ 920,264	
	平成28年度分	938,607	612,452	△ 326,155	
	計 ①	4,358,227	3,111,808	△ 1,246,419	
現年度分 (平成29年度分) ②	—	774,035	774,035		
合計 (①+②)	4,358,227	3,885,843	△ 472,384		

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 林 水 産 研 究 所	平成29年5月9日

(監査の結果)

収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
25年度	1者	1,247,048	平成28年度決算による

(措置の内容)

債務者である1組合の民事再生計画認可決定が、平成27年3月20日に確定し、債権額1,367,326円(食卵代金1,366,484円+延滞利息842円)は120,278円(食卵代119,436円+延滞利息842円)に減額され、同額が平成27年5月20日弁済された。さらに、平成29年9月11日25,317円(食卵代)が2回目として弁済された。

なお、債権残額1,221,731円については、愛媛県債権管理マニュアルに基づき適正に管理してまいりたい。

また、再生計画認可の決定が確定した後3年が経過したことから、平成30年3月20日付けで再生手続き終結が決定された。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成29年8月9日

(監査の結果)

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	3,066,000	4,531,356	7,597,356	

27年度	3,627,000	4,617,356	8,244,356	金額は各年度の決算による
差引増減	△ 561,000	△ 86,000	△ 647,000	

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
28年度	415,400	784,300	1,199,700	金額は各年度の決算による
27年度	384,100	1,164,700	1,548,800	
差引増減	31,300	△ 380,400	△ 349,100	

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成28年度決算による

(措置の内容)

1 放置違反金について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座の差押え等を積極的に実施した。

収入未済額の更なる縮減のため、平成29年8月から会計員を1名から2名に増員し、現場における現金徴収体制を強化した。また新たに、財産調査に基づく生命保険契約の差押えを実施し解約返戻金より放置違反金及び延滞金を徴収した。さらに、滞納者の勤務先に対する給料差押え勧告を実施し放置違反金及び延滞金を徴収するなど積極的な回収を実施した。

結果として、平成28年度未収金7,597,356円のうち平成30年3月末までに2,926,000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、納付期限内の収入確保と収入未済額の縮減に向けた対策として、督促状や催告書の送付をはじめ、電話による催促、滞納者の住居地や勤務地へ直接赴いての面接、所在不明者への追跡調査の強化、会計員を活用した訪問時における現金徴収及び財産調査に基づく預金口座や生命保険契約の差押え及び給料差押え勧告等を積極的に実施した結果、平成28年度未収金1,199,700円のうち平成30年3月末までに248,000円を回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後も、訪問による催促活動や所在不明者の追跡調査及び差押え等の滞納処分を積極的に実施し、収入未済額の縮減に努めたい。

3 損害弁償金の収入未済額のうち、平成17年度調定分(収入未済額424,000円)については、平成17年10月に発生の拾得金詐欺事件に係る損害弁償金であるが、平成28年度までに損害弁償金519,000円のうち95,000円が収納されている。

債務者は当初、刑務所に収監されていたが平成26年7月に出所した。出所後は生活に困窮し生活保護を受けていたが、現在は再度刑務所に収監されている状況であり、損害弁償金を納付できない状況にあるが、所在の確認はできているため、今後、刑務所あてに支払催促通知と誓約書の再取得を行う予定である。引き続き債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

平成19年度調定分(収入未済額385,000円)については、平成19年6月に発生の本部庁舎損壊事件に係る損害弁償金であるが、平成28年度までに損害弁償金924,000円のうち539,000円が収納されている。

債務者とは都度面談して納入意思を確認しているものの、生活に困窮し生活保護等を受けている状況であり、現在は損害弁償金を納付で

きないとのことであるが、定期に連絡を行い債務承認について記録化するなど、債権の時効による消滅防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成29年2月15日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
18年度	1 者	789,931	平成28年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(4件)し、当該車両及び相手方車両の毀損(うち警察車両1台の廃車)があった。

(措置の内容)

1 平成18年6月に発生の公用車両損傷に係る損害弁償金であるが、損害弁償金799,931円のうち平成28年度までに10,000円の収納となっている。

債務者は、損害弁償金の一部を納付後、一時所在不明となり追跡調査を続けた結果、平成28年9月、松山東署での逮捕勾留中に支払誓約書を徴取し、平成29年10月、現在の収容先である高松刑務所に支払催促通知を郵送した。

今後も定期的に連絡を取りつつ資産の調査等も実施し、可能な限り早期の収納に努めたい。

2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。

(1) 指導教養の徹底

朝礼、幹部会議、定例研修会等において、職員の交通事故発生状況、事故形態分析による再発防止を含めた交通事故防止について、反復継続した教養を実施している。

(2) 交通事故防止意識の高揚

係長以下を対象とした小集団討議で交通事故防止に関する検討を行い、職員一人一人の事故防止意識の高揚に努めている。

(3) 事故防止訓練の実施

署交通課員による、若手警察官を対象とした二輪車運転訓練、自動車警ら係員等を対象とした交通事故防止訓練を実施し、運転技術の向上を図っている。

(4) 公用車の整備点検

朝礼終了後、全車両の始業前点検を実施し、定期的な洗車を行うなど適正な公用車管理の徹底を図っている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 西 警 察 署	平成29年3月16日

(監査の結果)

職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両等の毀損があった。

(措置の内容)

職員の警察車両による交通事故については、次の施策で事故防止を図っている。

1 事故防止教養の徹底

朝礼等において、幹部職員から管内の事故多発箇所の紹介、その日の天候、健康状態等を踏まえた交通事故防止教養、防衛運転の励行に関する指示を実施している。

2 事故防止意識の高揚

朝礼時に、交通事故防止に関する講和や交通事故防止の遵守事項の唱和等を実施している。また、教養資料の発出や小集団での交通事故防止等をテーマにした検討会を実施するなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

3 事故防止訓練の実施

全職員に対して、運転者が失神等により運転できなくなった場合等を想定し、危険回避及び事故防止に関する実践訓練を実施した。

4 同乗者による確認の徹底

実質的運転補助者として、運転者に対し同乗者による安全確認及び声掛けや後退時における確実な降車誘導を実践することにより事故防止に努めている。

5 車両点検の徹底

朝礼終了後、車両責任者等による公用車両の日常点検を実施し、車両の適正な管理に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
松 山 南 警 察 署	平成29年2月15日

(監査の結果)

1 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
28年度	1 者	710,822	平成28年度決算による

2 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(措置の内容)

1 収入未済額の債権管理について

(1) 債務者から支払誓約書を受領

平成29年2月16日、支払誓約書(平成29年2月8日付け)を受領した。債務者は刑務所に収監中であり、出所後の返済を望む旨の記載を確認した。

(2) 未収入金繰越調書の提出

平成29年6月19日、愛媛県会計管理者(出納室長)宛に提出。

(3) 督促状の送付

平成29年9月8日、督促状を配達記録郵便で送付した。9月21日債務者から督促状の受領と出所後の支払い意思が有ることを記載した返書を受領した。

(4) 今後について

刑期の満期(平成30年10月頃)を迎える前に支払意思の再確認と連絡先等について書面通知を行い、適切に債権管理を行うもの。

2 職員の警察車両による交通事故について

(1) 事故防止教養の徹底

朝礼、定例研修会等において署長、副署長及び交通課長からその日の天候や最近の交通事故発生状況、事故形態や原因等を踏まえ、防衛運転や交通事故の再発防止教養を継続して実施している。

(2) 事故防止意識の高揚

「松山南署お粗末事故防止3原則」及び公用車への注意喚起シールの貼付や朝礼での唱和により継続して浸透を図っている。また、事故防止に向けた緊急の小集団検討会を開催するなど、職員の交通事故防止意識の高揚を図っている。

(3) 事故防止訓練等の実施

地域警察官等への「車体感覚醸成訓練」を行い、接触事故を防ぐための車体感覚(車幅感覚)を身に付ける教養を実施した。また、自動車教習所の訓練コースを利用して緊急自動車の運転にかかる各種実技訓練を行うなど、多角的なアプローチによる交通事故の未然

防止方策を講じている。

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
宇 和 島 警 察 署		平成29年 3月16日	
(監査の結果)			
収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。			
調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	250,000	平成28年度決算による
(措置の内容)			
公務執行妨害並びに道路交通法違反事件に係る公有財産(公用車両)損害弁償金の未収入金であり、債務者に対し電話による支払催促を行っており、債務者は毎年、少額ではあるが損害弁償金を納めている。			
平成29年度においては、5月に10,000円、10月に15,000円と2回の収納があり、現在の収入未済金は225,000円で、今後も引き続き債務者と連絡を取りながら早期の収納に努めることとする。			

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日	
公 営 企 業 管 理 局		平成29年 6月14日	
総 務 課		"	
発 電 工 水 課		"	
県 立 病 院 課		"	
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所		平成29年 6月 7日	
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所		平成29年 6月 7日	
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所		平成29年 6月 9日	
中 央 病 院		平成29年 6月14日	
今 治 病 院		平成29年 6月 7日	
南 宇 和 病 院		平成29年 6月 7日	
新 居 浜 病 院		平成29年 6月 9日	

(監査の結果)

1 電気事業

畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金について、適切な債権管理に努められたい。

(平成29年 3月31日現在 単位：円)

調定年度	債務者数	未収金	備 考
27年度	1者	54,971,882	平成28年度決算による

2 工業用水道事業

(1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率(契約給水量に対する実績給水量の比率)は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持續させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると209億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層

の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県内企業1社に66,266㎡を賃貸したことによりすべての土地の処分が完了した。今後は賃貸している3社からのリース料の確実な収納に引き続き努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成29年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	354,491	0	354,491

3 病院事業

(1) 経営成績について、当年度の患者数は、前年度に引き続き減少したものの、今治病院及び新居浜病院でのD P C(包括医療費支払制度)導入に伴う平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ、新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化、各病院での地域医療機関との連携強化など、「愛媛県立病院中期経営戦略」に基づく各種施策に取組んだこと等により、純利益については、前年度を1億7,750万円上回る2億1,762万円を確保している。

しかしながら、累積欠損金は、204億円に上り、また、企業債297億円や一般会計等からの長期借入金95億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状況が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

その取組みにあたっては、平成28年3月に策定された「愛媛県立病院中期経営戦略」(平成28~32年度)に示されている。

- ・ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化
- ・今治病院及び新居浜病院でのD P C(包括医療費支払制度)導入に伴う診療の標準化、平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ
- ・新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化
- ・南宇和病院での地域包括ケア病床の効率的な運営
- ・後発医薬品の使用拡大 等

具体的な取組みについては、おおむね順調に実施されており、平成28年度の病院事業決算は、平成22年度から7年連続で経常黒字を計上している。

しかしながら、未処理欠損金が多額であるなど、経営内容が厳しい状況は依然として続いており、新居浜病院の建替えや今治病院の建替えを含めた施設の老朽化対策など多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

(2) 個人医療未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成29年 3月31日現在 単位：円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	274,772,949	54,386,806	329,159,755
今治病院	32,524,035	14,896,427	47,420,462
南宇和病院	18,006,932	1,214,950	19,221,882
新居浜病院	44,372,292	13,206,526	57,578,818

計	369,676,208	83,704,709	453,380,917
---	-------------	------------	-------------

(3) 医業外未収金(納期到来分)について、早期回収に、引き続き努められたい。

(平成29年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	837,828	3,895,156	4,732,984
今治病院	121,027	368,270	489,297
南宇和病院	46,790	34,914	81,704
新居浜病院	265,349	74,486	339,835
計	1,270,994	4,372,826	5,643,820

(4) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

(平成29年3月31日現在 単位:円)

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
旧三島病院	14,770,814	47,120	14,817,934
旧北宇和病院	839,000	0	839,000
計	15,609,814	47,120	15,656,934

(措置の内容)

1 電気事業

債務者について、破産管財人による破産手続きがほぼ終了したことから、今後、配当金の支払いが開始される予定。なお、当局の配当金額は約14,000千円となる見込みであり、残額の約41,000千円については回収不能となることから、今後、適正な手続きを経て、不納欠損処理を進めていくこととしている。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

調定年度	債務者数	未収金	平成29年3月31日現在の未収金
27年度	1者	54,971,882	54,971,882

2 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、主要な施設を共有している今治市と、上水道事業との連携による経営改善方策について協議を行うとともに、あらゆる角度から経営改善に積極的に取り組むこととしている。

西条地区工業用水道事業については、経営基盤の安定化を図るため、「西条地区工業用水売水促進班」の活動を通じ、引き続き工業用水の需要拡大に努めているところである。

附帯事業(土地造成事業)については、これまでリース料の滞納等が発生した事例はないが、今後も滞納等が発生しないよう引き続きリース企業に関する情報の収集を図り、リース料の確実な収納に努めることとしている。

(2) 西条地区工業用水道事業未収金2件のうち、1件については、債務者から徴した支払計画書に則して分割払いによる回収を続けた結果、平成30年4月26日に完済となった。

また、他の1件については、債務者の破産手続きにより、配当による回収を図ったものの、全額の回収には至らなかったため、回収不能額について、今後、適正な手続きを経て不納欠損処理を進めていくこととしている。

今後とも、工業用水道料金の適期収入に留意し、未収金の発生防止に努めたい。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成29年3月31日現在の未収金
西条地区工業用水道給水料金	197,966	0	197,966	354,491

3 病院事業

(1) 県立病院の経営状況について、平成22年度から28年度まで連続7年間黒字を維持し、前年度を1億7,750万円上回る2億1,762万円を確保しているものの、多額の累積欠損金を抱えているなど、依然として厳しい財政状況となっている。

また、国においては医療制度改革を進めていることから、県においても、今後の人口減少や少子高齢化の急速な進展を見据えた対応が求められており、県立病院を取り巻く環境は、今後急激な変化が予想されている。

このため、平成27年4月に公営企業管理者、保健福祉部長、総務部長、4県立病院長で組織した「県立病院機能強化検討委員会」を設置し、国の医療提供体制や地域医療構想を前提とし、医療現場の声を十分に反映させるほか、医療圏域ごとに異なる医療資源や医療需要の動向を踏まえた議論を行い、平成28年3月「愛媛県立病院中期経営戦略」を策定した。

こうした中、平成29年2月にドクターヘリの運航が開始されたことから、県立中央病院を核にドクターヘリを活用した救急医療体制の充実を図ることとしているほか、建設から長期間が経過した県立新居浜病院及び今治病院については施設の老朽化対策の検討を進めることとし、特に老朽化が著しい県立新居浜病院については、平成28年度に整備基本計画が策定され、建替えの方針が示されている。

県立病院には地域の中核病院として、高度で良質な医療を安定的に供給することが求められており、そうした地域に必要な医療を継続して提供し、なおかつ健全経営を確保していくため、一層の医師確保に努力するほか、中期経営戦略に規定された各種戦略の着実な実践に努めたい。

(2) 平成29年度は、弁護士事務所へ委任している「訪問督促」業務を引き続き実施したほか、各病院に対し、未収金回収業務の効率化を図るための業務改善の提案を行った。

また、未収金回収に係る取組み状況を全国調査し、各都道府県における取組みを取りまとめた。

今後とも、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取組むとともに、各都道府県における効果的な取組みを参考に、更なる回収業務の効率化を図りたい。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成29年3月31日現在の未収金
中央病院	269,008,809	55,014,346	324,023,155	329,159,755
今治病院	31,590,817	15,843,958	47,434,775	47,420,462
南宇和病院	15,732,312	1,864,684	17,596,996	19,221,882
新居浜病院	44,715,409	7,096,261	51,811,670	57,578,818
計	361,047,347	79,819,249	440,866,596	453,380,917

(3) 医業外未収金についても、個人医業未収金と同様に、各病院の担当者や弁護士事務所と連携を図りながら、積極的な回収に取り組むとともに、更なる回収業務の効率化を図りたい。

(平成30年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)	平成29年3月31日現在の未収金
中央病院	819,188	2,300,498	3,119,686	4,732,984
今治病院	112,257	86,071	198,328	489,297
南宇和病院	49,990	30,900	80,890	81,704

新居浜病院	328,265	65,340	393,605	339,835
計	1,309,700	2,482,809	3,792,509	5,643,820

(4) 三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金については、既に時効期間が経過しているが、粘り強く督促等を行うとともに、回収不能と判断された債権については、迅速に不納欠損処分を行い、未収金の削減に努めたい。

旧三島病院 (平成30年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成29年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	14,719,274	14,770,814
医業外未収金	45,020	47,120
計	14,764,294	14,817,934

旧北宇和病院 (平成30年3月31日現在 単位：円)

区 分	未収金	平成29年3月31日現在の未収金
個人医業未収金	200,000	839,000
医業外未収金	0	0
計	200,000	839,000

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数 1,170,899

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,418

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 246,363

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,844	14,615
南 宇 和 郡	19,196	6,399
松山市・上浮穴郡	437,875	139,646
今治市・越智郡	141,356	47,119
宇和島市・北宇和郡	78,543	26,181
八幡浜市・西宇和郡	38,220	12,740
新 居 浜 市	100,591	33,531
西 条 市	92,031	30,677
大洲市・喜多郡	51,828	17,276
伊 予 市	31,593	10,531
四 国 中 央 市	74,362	24,788
西 予 市	33,231	11,077
東 温 市	28,229	9,410

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
愛媛の未来をつくる会	藤 野 潤	菅 勝 幸	松山市宮田町132	平成30年8月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
笹岡博之後援会	笹 岡 博 之	主たる事務所の所在地	松山市枝松三丁目7-14	松山市正円寺一丁目8-6	平成28年6月15日

芝照雄後援会	高内健治	代 表 者	高内健治	若下洋一	平成29年4月11日
宇和島医師連盟	島瀬公一	代 表 者	島瀬公一	友松孝	平成30年8月6日
喜多医師連盟	大久保博忠	主たる事務所の所在地	大洲市東大洲1563-1	大洲市徳森字小鳥越2632-3	平成30年8月10日
みらい松山	池本俊英	政治団体の名称	みらい松山	松山維新の会	平成30年8月31日
		会計責任者	渡部克彦	菅泰晴	

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
元気な宇和島を創る会	内山忠男	平成27年12月31日
石井秀則後援会	石井秀則	平成29年12月1日

木下善二郎後援会	木下善二郎	平成29年12月1日
黒河紘一郎後援会	黒河紘一郎	平成29年12月1日
山上芳子後援会	山上芳子	平成29年12月1日
富永きよ「一喜一心」の会	渡部純子	平成30年7月31日
民進党愛媛県第1区総支部	渡部昭	平成30年8月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
山之内可奈子	松山市議会議員（候補者）	山之内かなこ後援会	松山市勝山町二丁目12-3	平成29年9月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
石井秀則	石井秀則後援会	平成29年12月1日
木下善二郎	木下善二郎後援会	平成29年12月1日
黒河紘一郎	黒河紘一郎後援会	平成29年12月1日
山上芳子	山上芳子後援会	平成29年12月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成29年分

ア 政党支部

政治団体の名称 民進党愛媛県第1区総支部

報告年月日 H30. 4. 27

1 収入総額	13,320,764円
前年繰越額	307,226円
本年収入額	13,013,538円
2 支出総額	13,013,538円
3 翌年繰越額	307,226円
4 本年収入の内訳	

個人の党費・会費 (942人)	1,002,900円	2 支 出 総 額	0円
寄附	10,000円		
個人分	10,000円	政治団体の名称	松田としひこ後援会
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	12,000,000円	報告年月日	H30. 8. 20 (H30. 3. 30解散)
民進党本部	12,000,000円	1 収 入 総 額	0円
その他の収入	638円	2 支 出 総 額	0円
1 件10万円未満のもの	638円		
5 寄 附 の 内 訳		(2) 平成29年中解散に係るもの	
(個人分)		ア 資金管理団体 (国会議員関係政治団体を除く。)	
年間5万円以下のもの	10,000円	政治団体の名称	石井秀則後援会
6 支 出 の 内 訳		報告年月日	H30. 8. 27 (H29. 12. 1 解散)
経常経費	6,144,764円	1 収 入 総 額	0円
人件費	3,294,507円	2 支 出 総 額	0円
光熱水費	81,815円		
備品・消耗品費	912,854円	政治団体の名称	木下善二郎後援会
事務所費	1,855,588円	報告年月日	H30. 8. 27 (H29. 12. 1 解散)
政治活動費	6,868,774円	1 収 入 総 額	0円
組織活動費	2,475,583円	2 支 出 総 額	0円
機関紙誌の発行その他の事業費	4,018,013円		
宣伝事業費	4,018,013円	政治団体の名称	黒河紘一郎後援会
調査研究費	25,178円	報告年月日	H30. 8. 27 (H29. 12. 1 解散)
寄附・交付金	350,000円	1 収 入 総 額	0円
		2 支 出 総 額	0円
イ その他の政治団体			
政治団体の名称	松田としひこ後援会	政治団体の名称	山上芳子後援会
報告年月日	H30. 4. 2	報告年月日	H30. 8. 27 (H29. 12. 1 解散)
1 収 入 総 額	0円	1 収 入 総 額	0円
2 支 出 総 額	0円	2 支 出 総 額	0円

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号			
政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。			
平成30年9月21日			
愛媛県選挙管理委員会			
委員長 大塚 岩 男			
政治団体の収支報告書の要旨			
第17条関係			
(1) 平成30年中解散に係るもの			
ア 政党支部			
政治団体の名称			
民進党愛媛県第1区総支部			
報告年月日			
H30. 8. 31 (H30. 8. 31解散)			
1 収 入 総 額			
307,226円			
前年繰越額			
307,226円			
2 支 出 総 額			
307,226円			
3 支 出 の 内 訳			
政治活動費			
307,226円			
寄附・交付金			
307,226円			
イ その他の政治団体			
政治団体の名称			
富永きよ「一喜一心」の会			
報告年月日			
H30. 8. 8 (H30. 7. 31解散)			
1 収 入 総 額			
0円			

公営企業公告			
○公 告			
次のとおり一般競争入札に付する。			
平成30年9月21日			
愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋			
1 入札に付する事項			
(1) 件名			
乳房用X線撮影装置の購入			
(2) 購入物品名及び数量			
乳房用X線撮影装置 2式			
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)			
(3) 購入物品の内容等			
入札説明書及び仕様書による。			
(4) 納入期限			
平成31年2月28日 (木) まで			
(5) 納入場所			
愛媛県今治市石井町四丁目5の5			
愛媛県立今治病院			
愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号			
愛媛県立新居浜病院			
(6) 入札方法			
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準 (製造の請負			

等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成30年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法
電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限
契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。
<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限
平成30年10月26日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限
電子入札システムによる場合は、平成30年11月5日(月)から平成30年11月6日(火)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、11月6日は午後5時15分まで))。
紙入札による場合は、平成30年11月6日(火)午後5時15分まで。
- (5) 開札の日時及び場所
平成30年11月7日(水)午前10時00分
愛媛県公営企業管理局大会議室
(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-1000 内線4623
又は (089)912-2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成30年10月26日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital Mammography Systems, 2 set
- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 6 November 2018
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2794